

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>「岐阜県救急・災害医療情報システム」へ参加している県内全域の医療機関に対する随時の指導管理業務、救急医療情報等の入力業務等を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業を円滑に行うには、救急医療体制に係る各機関、特に医療機関の協力を得るための指導調整能力や、県内の救急医療体制及び救急業務に対する豊富な情報、知識を有していることが必要であることから競争入札に適しない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>一般社団法人岐阜県医師会（以下「県医師会」という。）は、「医道の昂揚、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進すること等」を目的とし、その目的を達成するため、地域医療体制の確立に資する各種事業を実施している。</p> <p>① 県医師会は、この基本理念に則り、岐阜県全域を区域として区域内の22地域医師会で組織されており、県内各地域の医療の実態を把握しており、県下全域のシステム参加医療機関に対して、適正な運用管理のための指導調整能力を有している。</p> <p>② 救急医療体制に関する高度な知識を有しているほか、地域医師会を通じて県内の各地域における救急医療に関する情報を総合的に収集し、専門的知見により分析調査することが可能である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。